

木造戸建住宅の耐震補助事業

地震による住宅の倒壊等を防止し、被害の軽減を図ることを目的としています。

昭和56年5月31日以前に着工した木造の一戸建て住宅が対象です。

1. 耐震診断支援事業

診断費61,500円のうち、51,000円を助成
(自己負担額：10,500円)

★詳しくは2~3ページをご覧ください。

耐震診断の結果、「耐震基準に適合しない」と判断されたもの



2. 耐震化総合支援事業 (改修工事・現地建替)

工事費の80%を助成
(上限100万円)

★詳しくは4~7ページをご覧ください。



防火改修工事費 ※指定地域のみ対象

工事費の50%を助成
(上限30万円)

★詳しくは4~7ページをご覧ください。

3. 除却工事支援事業 ※指定地域のみ対象

工事費の23%を助成
(上限30万円)

★詳しくは8~9ページをご覧ください。

※注意事項

- ・長崎市暴力団排除条例に規定する暴力団員及び暴力団関係者でない方が対象です。
- ・所有者または、2親等以内の親族の方が居住することが必要です（除却する場合は現在居住していないなくても対象となります）。
- ・二世帯住宅や、寮や社宅といった長屋や共同住宅等に該当するものは対象外です。
- ・構造に木造以外が含まれるものは対象外です。（一部RC造など）
- ・工事を行う業者についても要件があります。



詳しくはこちらからも→

お問合せ先：長崎市役所 建築指導課 指導係（☎095-829-1174）

1. 耐震診断支援事業

《対象住宅の要件》

長崎市内に存する木造戸建住宅で、次の全てを満たす住宅が対象となります。

- (1) 旧基準木造住宅（昭和56年5月31日以前に着工したもの）、または、次のいずれかに該当するもの
 - ①昭和56年12月末日までに、固定資産税課税台帳に記載されているもの
 - ②不動産登記簿謄本の原因およびその日付により、昭和56年8月末日以前のもの
 - ③昭和56年5月31日以前に工事届出が受理されたもの
- (2) 階数が3階以下のもの
- (3) 在来軸組工法、伝統的工法または枠組壁工法により建築されたもの
(混構造のものにあっては、立体的なもので、その木造部分に限る。)
- (4) 平成12年6月1日以降に増築工事を着工していないもの
- (5) 所有者又は所有者の二親等以内の親族（市税を滞納していない者に限る。）が、現に居住しているもの又は耐震改修工事後30日以内に居住するもの
※除却工事を行うものについては現に居住している必要はありません。
- (6) 過去に補助金を受けて耐震診断を受けていないもの
- (7) 戸建住宅（延べ床面積の過半以上を住宅として使用）として整備されているもの
※二世帯住宅、長屋や共同住宅（寮や社宅など）は対象外です。

《助成内容》

●耐震診断に要する費用の61,500円のうち、51,000円を助成するため、申請者の**自己負担額は10,500円です。**

●耐震診断は「一般社団法人 長崎県建築土事務所協会」から派遣された耐震診断士が行います。長崎市が当該協会へ派遣依頼を行いますので、申込者が耐震診断士を選定・依頼する必要はありません。

《必要書類》

- (1) 木造住宅耐震診断申込書（第1号様式）
- (2) 申込者の「完納証明書（長崎市税に滞納がない証明書）」※当該年度のもの
⇒中央地域センター（市役所1階）及び各地域センターで発行しています。
- (3) 住宅への案内図（地図）
 - google マップ、ゼンリン地図 など
- (4) 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類
 - 登記簿の写し⇒法務局で発行しています。
 - 固定資産税家屋台帳の写し
⇒資産税課（市役所4階）または、各地域センター（中央地域センターを除く）で発行しています。
- (5) 申込者が所有者でない場合は、申込者と所有者との続柄がわかる戸籍
- (6) 現に居住していない場合は、転居に関する誓約書（除却工事を除く）

《申込受付時期》 ※予定戸数になり次第締め切ります。

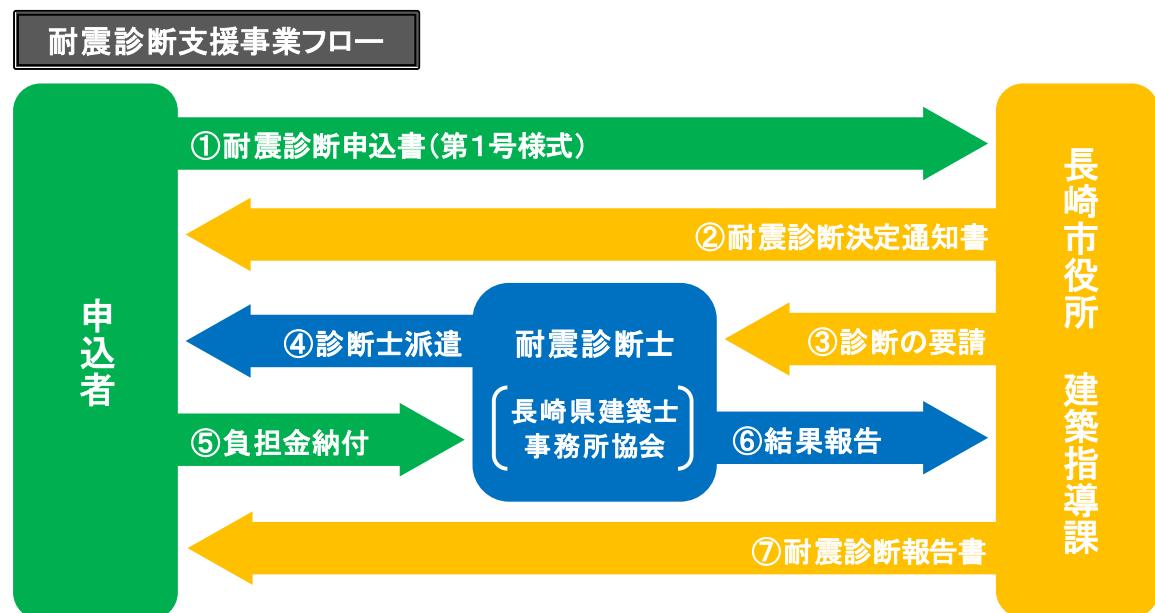
令和6年4月1日（月）～令和7年1月31日（金）

《申込先》

建築指導課 市役所 18階（〒850-8685 魚の町4番1号）

※事前にご相談いただき、原則として申込者が窓口までお越しください。

※電話でのご相談も受け付けております（☎095-829-1174）



2.耐震化総合支援事業

《対象となる計画》

耐震診断支援事業の対象となる木造戸建住宅のうち、耐震診断の結果、次に定める「耐震化のための基準（以下「耐震基準」という。）」に適合しない住宅を当該耐震基準に適合させるための耐震改修計画が対象となります。住宅は構造耐力上主要な部分が次のいずれの要件も満たすことが必要です。

- (1) 耐震診断の診断表により求められる総合評価のうち上部構造評点が1.0以上のもの
- (2) 地盤・基礎についての総合評価に注意事項がないもの

※計画は建築士法第2条に規定する建築士（一級建築士、二級建築士及び木造建築士）によって作成されたものに限ります。

《対象となる工事》

耐震診断支援事業の対象となる木造戸建住宅のうち、耐震診断の結果、「耐震基準に適合しない住宅を当該耐震基準に適合させるための耐震改修工事（耐震改修・現地建替）」が対象となります。次のいずれかに該当する場合は対象外です。

- (1) 補助金の交付決定前に着手（契約）した改修工事
- (2) 耐震改修計画に基づかない改修工事
- (3) 決定後、事前相談なく改修内容を変更した改修工事
- (4) 過去に国庫補助をうけて作成した改修計画に基づく耐震改修工事
- (5) その他市長が不適当と認める改修工事

《現地での建替について》

現地建替とは、「対象となる既存住宅を除却し、その土地に新築をすること」です。ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外です。

- (1) 補助金の交付決定前に既存住宅の解体工事に着手した場合
- (2) 新築する住宅が土砂災害特別警戒区域内に建築される場合
- (3) 建築物エネルギー消費性能基準に適合しない場合

「省エネ基準適合住宅」であることの証明として、以下のいずれかが必要です。

- ①建設住宅性能評価書
- ②住宅省エネルギー性能証明書

※いずれも住宅取得者単独で取得することが困難であるため、設計者、施行者等の協力が不可欠です。

《その他の上乗せ工事（防火改修）》

「地震時等に著しく危険な密集市街地」または「斜面市街地」（11ページ参照）において耐震改修と併せて、次のいずれかの防火改修を行う場合は上乗せ助成します。

- (1) 外壁を防火構造とする工事
- (2) 軒裏を防火構造とする工事
- (3) 開口部に防火設備を設ける工事

《助成内容》

(1) 耐震改修・現地建替

耐震改修工事に要した費用の80%（限度額：100万円）を助成します。（対象経費に当該耐震改修工事に係る耐震改修計画の作成に要する費用の額を加えることができます。）

※現地建替えの際は、新築工事費ではなく、既存住宅の耐震性及び建物規模をもとに算出した相当額に基づき助成します。

(2) 防火改修

耐震改修工事に併せて防火改修工事を行う場合は、上記の額に防火改修工事費に要した費用の50%（限度額：30万円）を上乗せします。

《必要書類》

(1) 耐震改修工事費用のみを申請する場合

※契約を含め、工事の事前着手は補助金交付の対象外となります。

- ① 長崎市安全・安心住まいづくり耐震改修支援事業補助金交付申請書（第4号様式）
- ② 工事内容を示す平面図その他の図面
- ③ 工事に係る経費の内訳書（見積書）
- ④ 工事予定箇所の写真
- ⑤ 改修計画の概要書（仕様書、補強計算書等）

(2) 耐震改修計画の作成費用 + 耐震改修工事費用を申請する場合

※後日、改修工事費用を含めた変更申請が必要です。

2-1 改修計画作成費用の申請

- ① 長崎市安全・安心住まいづくり耐震改修支援事業補助金交付申請書（第4号様式）
- ② 改修計画作成費用の見積書

2-2 改修工事費用の申請

- ① 長崎市安全・安心住まいづくり支援事業補助金変更交付申請書（第6号様式）
- ② 工事内容を示す平面図その他の図面
- ③ 工事に係る経費の内訳書（見積書）
- ④ 工事予定箇所の写真
- ⑤ 改修計画の概要書（仕様書、補強計算書等）・・・①で作成した計画

「改修計画作成費用のみ」の助成を受けることはできません。「総合支援制度」が適用されるため、①と②は必ず同年度に手続きし、事業を完了する必要があります。

(4) 長崎市が行う耐震診断支援事業を利用していない場合

- ① 耐震診断結果資料
- ② 申請者の「完納証明書（長崎市税に滞納がない証明書）」※当該年度のもの
⇒中央地域センター（市役所1階）及び各地域センターで発行しています。
- ③ 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類（最新情報の記載されたもの）
 - ・登記簿の写し⇒法務局で発行しています。
 - ・固定資産税家屋台帳の写し
⇒資産税課（市役所4階）または、各地域センター（中央地域センターを除く）で発行しています。

(5) 申請者が所有者でない場合

- ① 所有者と申請者の続柄がわかる書類（戸籍等）
- ② 補助金申請や居住に関する、所有者または関係権利者全員の同意書

(6) 現に居住していない場合

- ① 転居に関する誓約書
- ② 転居後の住民票（写し）

《工事を行う業者》

次の要件のいずれかを満たす必要があります。

1. 市内に本店、支店、営業所等を有する事業所又は本市内に住所を有する個人であって、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた者
2. 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた者であって、市内に本店・支店・営業所等を有しない事業所又は本市内に住所を有しない個人のうち、申請に係る補助対象住宅の建築等を施工した者
3. 市内に本店、支店、営業所等を有する事業所又は本市内に住所を有する個人であって、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を有しない者のうち、一級建築士、二級建築士又は木造建築士の資格を有するものの監理の下に耐震改修工事及び防火改修工事を行う者

《申込受付時期》※予定戸数になり次第締め切ります。

令和6年4月1日（月）～令和6年10月31日（木）

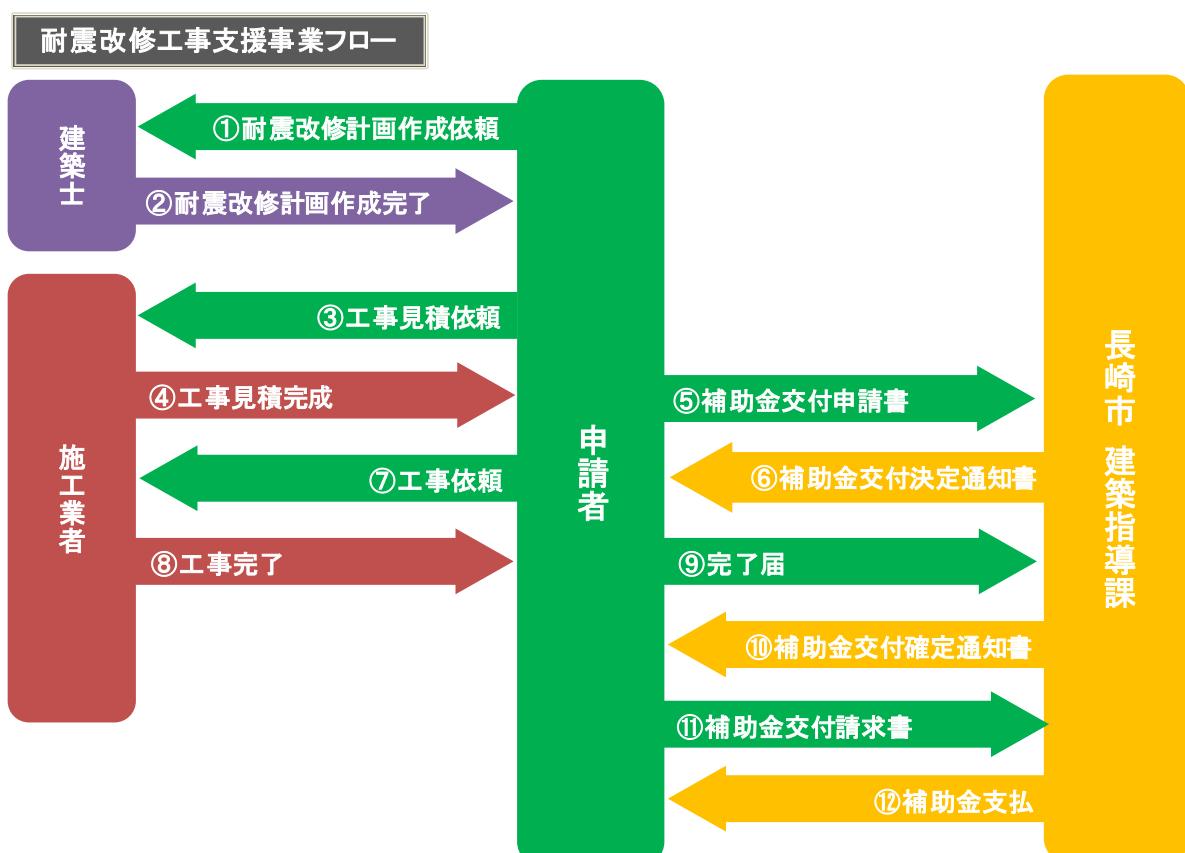
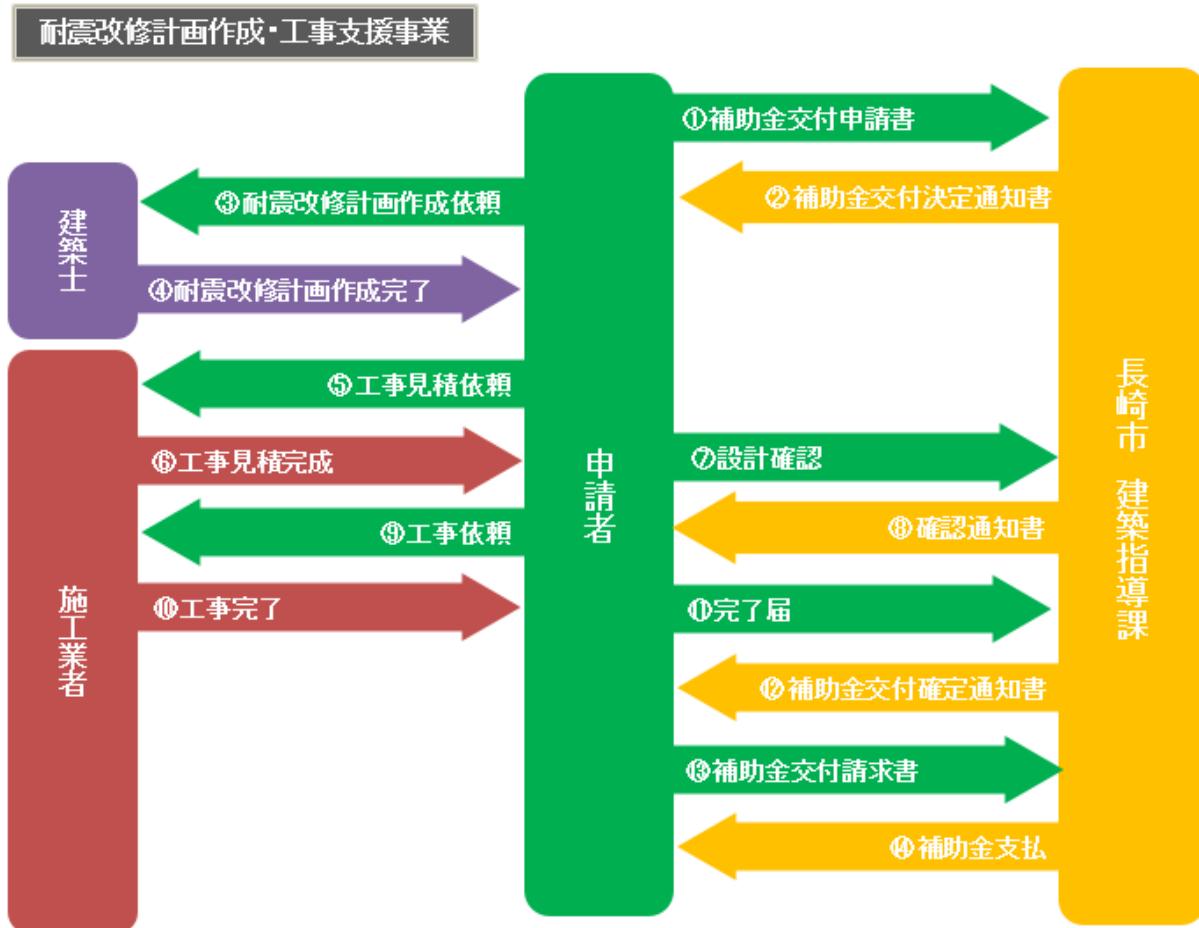
ただし、令和7年2月28日（金）までに、改修工事が完了するものに限ります。

《申請先》

建築指導課 市役所18階（〒850-8685 魚の町4番1号）

※事前にご相談いただき、原則として申請者が窓口までお越しください。

※電話でのご相談も受け付けております（☎095-829-1174）



3. 除却工事支援事業

《対象となる工事》

耐震診断支援事業の対象となる木造戸建住宅のうち、耐震診断の結果、「耐震基準に適合しない」と判断されたもののうち、「地震時等に著しく危険な密集市街地」または「斜面市街地」(11 ページ参照) 内にある住宅で**1棟全体（基礎部分を含む）**を除却する工事が対象です。次のいずれかに該当する場合は**対象外**です。

- (1) 補助金の交付の決定前に着手した除却工事
- (2) 他の制度等に基づく補助金の交付を受けようとする除却工事
- (3) 補助対象建築物の一部のみを除却する除却工事
- (4) 門又は塀を除却する除却工事
- (5) 家財道具を除却する除却工事
- (6) その他市長が不適当と認める除却工事

《助成内容》

除却工事に要した費用の 23% (限度額：30万円) を助成します。

《必要書類》

(1) 長崎市が行う耐震診断支援事業を利用した場合

- ① 長崎市安全・安心住まいづくり除却工事支援事業補助金交付申請書（第 15 号様式）
- ② 工事内容を示す平面図及び床面積求積図
- ③ 工事に係る経費の内訳書（見積書）
- ④ 工事予定箇所の写真

(2) 長崎市が行う耐震診断支援事業を利用していない場合

- ① 耐震診断結果資料
- ② 申請者の「完納証明書（長崎市税に滞納がない証明書）」※当該年度のもの
⇒中央地域センター（市役所 1 階）及び各地域センターで発行しています。
- ③ 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類（最新情報の記載されたもの）
 - ・登記簿の写し⇒法務局で発行しています。
 - ・固定資産税家屋台帳の写し
⇒資産税課（市役所 4 階）または、各地域センター（中央地域センターを除く）で発行しています。

(3) 申請者が所有者でない場合

- ① 所有者と申請者の続柄がわかる書類（戸籍等）
- ② 補助金申請に関する、所有者または関係権利者全員の同意書

《工事を行う業者》

次の要件のいずれかを満たす必要があります。

1. 市内に本店、支店、営業所等を有する事業所又は市内に住所を有する個人であって、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた者
2. 市内に本店、支店、営業所等を有する事業所又は市内に住所を有する個人であって、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。）第21条第1項に規定する解体工事業に係る登録を受けた者
3. 長崎県内に本店、支店、営業所等を有する事業所又は長崎県内に住所を有する個人であって、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。）第21条第1項に規定する解体工事業に係る登録を受けた者。ただし、上の2つの要件のどちらかに該当する業者に依頼できないことについて、客観的、合理的理由がある場合に限る。

《申込受付時期》

令和6年4月1日（月）～令和7年1月31日（金）

※予定戸数になり次第締め切ります。

ただし、令和7年2月28日（金）までに、除却工事が完了するものに限ります。

《申請先》

建築指導課 市役所 18階 （〒850-8685 魚の町4番1号）

※事前にご相談いただき、原則として申請者が窓口までお越しください。

※電話でのご相談も受け付けております（☎095-829-1174）

4. 注意事項

- (1) 助成する補助金の交付が決定した際には、申請者の方へ交付決定通知をお送りします。交付が決定する以前に工事等に着手（契約）した場合は補助対象外となります。
※現地建替においては、既存住宅の除却工事と新築工事をあわせて1つの工事とみなしますので、助成に係る補助金交付が決定する前に、除却工事に着手した場合は助成することが出来ません。
- (2) 交付が決定した後に、交付要件に該当しないことが判明した場合や、期限内に工事が完了しない又は工事代金の支払を終えることができない場合など、交付決定を取り消すことがあります。
- (3) 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に基づき、助成を行った対象物を、補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け等を行った場合、当該補助金の返納が必要な場合があります。
- (4) 各書類の提出期限が守られない場合や必要な工事が行われていない場合、必要な書類の提出がない場合は、補助金のお支払いができないことがあります。

5. その他お知らせ

耐震改修工事を行った場合、次の減税措置が活用できる場合がありますので、詳しくは各所管へお尋ねください。

《所得税》

自らが居住する昭和56年5月31日以前に建築された住宅で、一定の耐震改修を行った場合、耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額から市が交付した補助金額を差し引いた額の10%を控除します。（上限25万円、その年1回のみ）

お問い合わせ先 長崎税務署（☎095-822-4231）

《固定資産税》（工事完了後、3ヶ月以内に申告が必要です。）

昭和57年1月1日以前から所在する住宅について、一定の耐震改修を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額（120m²相当分まで）を1年間税額の1/2を減額します。

お問い合わせ先 長崎市役所 資産税課（☎095-829-1131）

《住宅リフォーム支援補助》

長崎市では、屋根の遮熱・断熱塗装による省エネ化、住宅の浴室・便所等のバリアフリー化など、住宅の性能向上及び地場産業の育成を図るため、住宅リフォーム工事に要する費用の一部を助成します。

補助金の種類と補助率等は以下のとおりです。

補助金の種類	工事内容	補助対象工事費に 対しての補助率	上限額
住宅性能向上リフォーム補助金	省エネ化にかかる工事	1/5	20万円
	バリアフリー化にかかる工事	1/5	10万円
ながさき住みよ家リフォーム補助金	上記以外の工事	1/10	10万円

※「省エネ化」、「バリアフリー化」及び「住みよ家リフォーム」の併用の場合：上限10万円

※安全・安心住まいづくり支援事業における「耐震改修」と工事箇所が重複する場合、補助金を受け取ることはできません。

お問い合わせ先 長崎市役所 住宅政策室（☎095-829-1189）

この概要は、令和6年度の内容を掲載しています。制度の内容は、年度ごとや度中に変更される場合がありますのでご注意ください。

**「地震時等に著しく危険な密集市街地」または「斜面市街地」
町丁目一覧**

五十音順	町丁目
ア行	相生町 青山町 赤迫1丁目 赤迫2丁目 赤迫3丁目 秋月町 飽の浦町 曙町 愛宕1丁目 愛宕2丁目 愛宕3丁目 愛宕4丁目 油木町 石神町 泉1丁目 泉2丁目 泉3丁目 出雲1丁目 出雲2丁目 出雲3丁目 磯道町 稲佐町 稻田町 伊良林2丁目 伊良林3丁目 入船町 岩瀬道町 岩見町 岩屋町 上田町 上野町 梅香崎町 江川町 江の浦町 江平1丁目 江平2丁目 江平3丁目 江里町 扇町 大浦東町 大谷町 大手1丁目 大手3丁目 大鳥町 岡町 音無町 御船藏町
カ行	籠町 風頭町 片淵3丁目 片淵4丁目 片淵5丁目 金堀町 上小島1丁目 上小島2丁目 上小島3丁目 上小島4丁目 上小島5丁目 上錢座町 上戸町 上戸町1丁目 上戸町2丁目 上戸町3丁目 上戸町4丁目 川上町 川平町 館内町 木鉢町1丁目 木鉢町2丁目 京太郎町 草住町 毛井首町 小ヶ倉町1丁目 小ヶ倉町2丁目 小ヶ倉町3丁目 国分町 小菅町 小瀬戸町 小峰町 米山町
サ行	竿浦町 坂本1丁目 坂本2丁目 坂本3丁目 桜木町 三和町 椎の木町 塩浜町 下町 清水町 十人町 城栄町 昭和2丁目 昭和3丁目 白鳥町 白木町 城山町 新小が倉1丁目 新小が倉2丁目 新戸町1丁目 新戸町2丁目 新戸町3丁目 末石町 錢座町
タ行	高尾町 高丘1丁目 高丘2丁目 高平町 田上1丁目 田上2丁目 田上3丁目 田上4丁目 竹の久保町 立岩町 立山1丁目 立山2丁目 立山3丁目 立山4丁目 立山5丁目 田手原町 辻町 寺町 天神町 土井首町 戸町1丁目 戸町2丁目 戸町3丁目 戸町4丁目 戸町5丁目
ナ行	中川2丁目 中小島1丁目 中小島2丁目 中新町 滑石1丁目 鳴滝1丁目 鳴滝2丁目 鳴滝3丁目 西町 虹が丘町 錦1丁目 錦2丁目 錦3丁目 西北町 西小島1丁目 西小島2丁目 西琴平町 西坂町 西立神町 西泊町 西山1丁目 西山2丁目 西山3丁目 西山4丁目 西山本町
ハ行	橋口町 八景町 花園町 浜平1丁目 浜平2丁目 早坂町 葉山1丁目 葉山2丁目 春木町 東小島町 東琴平1丁目 東琴平2丁目 東立神町 東山町 東山手町 彦見町 日の出町 平瀬町 平戸小屋町 平野町 平山町 深堀町2丁目 深堀町3丁目 深堀町5丁目 深堀町6丁目 富士見町 淵町 古河町 古道町 平和町 宝栄町 本河内1丁目 本河内2丁目 本河内3丁目
マ行	三川町 水の浦町 三ツ山町 緑町 緑が丘町 南町 南が丘町 南山手町 三原1丁目 三原2丁目 三原3丁目 三芳町 目覚町 元町 本尾町 本原町
ヤ行	梁川町 柳田町 柳谷町 矢の平1丁目 矢の平2丁目 矢の平3丁目 矢の平4丁目 弥生町
ワ行	若草町 若竹町

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

(あて先) 長崎市長

申込者住所

氏名

電話

木造住宅耐震診断申込書

私が居住し、又は居住を予定している住宅の耐震診断を受けたいので、長崎市安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱第5条第2項の規定により申し込みます。

なお、対象住宅を確認するために長崎市が私に係る固定資産課税台帳、建築確認、住民基本台帳等について照合を行うことに同意します。

1) 住宅の概要

所在 地	長崎県長崎市		
工 法	<input type="checkbox"/> 在来軸組工法	<input type="checkbox"/> 伝統的工法	<input type="checkbox"/> 枠組壁工法
種 類	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 ※延べ床面積の過半の部分が住宅の用に供するものに限る。		
建設年月	年 月		
階 数	<input type="checkbox"/> 平家建て <input type="checkbox"/> 2階建て <input type="checkbox"/> 3階建て		
2) 添付書類	<input type="checkbox"/> 診断対象住宅の位置図 <input type="checkbox"/> 建築確認に係る通知書の写し又は建設年月が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 市税完納証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()		
3) 備 考			

受付機関	市

第4号様式（第12条関係）

年　月　日

(あて先) 長崎市長

申請者住所

氏名

電話

印

長崎市安全・安心住まいづくり耐震改修支援事業補助金交付申請書

耐震改修計画作成・耐震改修工事をしたいので、長崎市安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱第12条（第2項・第3項）の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

1) 住宅の概要	
所在 地	長崎県長崎市
種類	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 ※延べ床面積の過半の部分が住宅の用に供するものに限る。
建設年月	年　月
階数	<input type="checkbox"/> 平家建て <input type="checkbox"/> 2階建て <input type="checkbox"/> 3階建て
2) 耐震診断	
実施年月	
診断士名	
3) 改修計画（予定）	
請負者	
対象計画 作成費 (a)	円 ※裏面にて算出
4) 耐震改修工事（耐震改修工事分）（予定）	
予定期	
請負者	
対象工事費 (耐震改修工事分) (b)	円 ※裏面にて算出
5) 交付申請額 (c)	円 ※裏面にて算出
6) 耐震改修工事（防火改修工事分）（予定）	
対象工事費 (防火改修工事分)	円 ※裏面にて算出
7) 交付申請額 (d)	円 ※裏面にて算出
8) 交付申請額合計 (e) = (c) + (d)	円

9) 添付書類	<input type="checkbox"/> 所有者及び建築年月日が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 所有者と申請者の関係が確認できる書類 (所有者と申請者が異なる場合のみ) <input type="checkbox"/> 納税義務者が確認できる書類 (所有者が不明の場合のみ) <input type="checkbox"/> 耐震診断結果に係る資料 (※長崎市安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱第2章の耐震診断支援事業を利用しなかった場合に限る。) (以下は、第12条第3項に基づく申請の場合は不要) <input type="checkbox"/> 仕様書、補強計算書等の耐震改修計画の概要書 <input type="checkbox"/> 耐震改修工事の内容を示す平面図その他の図面 <input type="checkbox"/> 耐震改修工事に係る経費の内訳書 <input type="checkbox"/> 耐震改修工事の予定箇所の写真 (以下は、第12条第3項に基づく申請の場合のみ必要) <input type="checkbox"/> 耐震改修計画の作成に要する費用の見積書
10) 申出事項	改修部分について他の制度に基づく補助等の有無 → (有・無)
11) 対象計画作成費及び交付申請額 (a) の算出	
対象計画 作成費 (a)	(計画作成見積額から消費税等相当額を除いた額) 円 … ①
12) 対象工事費 (耐震改修工事分) (b) の算出	
対象工事費 (耐震改修工事分) (b)	(工事見積額から消費税等相当額を除いた額) 円 … ②
13) 交付申請額 (c) の算出	
交付申請額 (c)	補助対象経費 (②) 円 × () = 円 … ③ 補助上限額 () 円 … ④ ③又は④のいずれか少ない額 (1,000円未満を切り捨て) <hr style="width: 20%; margin-left: auto; margin-right: 0;"/> 円 … ⑤
14) 交付申請額 (d) の算出	
対象工事費 (防火改修工事分)	(工事見積額から消費税等相当額を除いた額) 円 … ⑥
交付申請額の 算出	補助対象経費 (⑥) 円 × 0.5 = 円 … ⑦ 補助上限額 300,000円 … ⑧
交付申請額 (d)	円 (⑦又は⑧のいずれか少ない額 (1,000円未満を切り捨て))

受付機関	市

第15号様式（第20条関係）

年 月 日

(あて先) 長崎市長

申請者住所

氏名

電話

印

長崎市安全・安心住まいづくり除却工事支援事業補助金交付申請書

除却工事を実施したいので、長崎市安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱第20条第2項の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

1) 住宅の概要			
所在 地	長崎県長崎市		
種 類	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 ※延べ床面積の過半の部分が住宅の用に供するものに限る。		
建設年月	年 月		
階 数	<input type="checkbox"/> 平家建て <input type="checkbox"/> 2階建て <input type="checkbox"/> 3階建て		
2) 耐震診断			
実施年月	年 月 日	耐震診断士名	
3) 除却工事			
予定工期	年 月 日	～	年 月 日
(予 定) 請 負 者			
補助対象経費	円		※裏面にて算出
交付申請額	円		※裏面にて算出
4) 添付書類		<input type="checkbox"/> 除却工事の内容を示す平面図及び床面積求積図 <input type="checkbox"/> 除却工事に係る経費の内訳書 <input type="checkbox"/> 除却工事の予定箇所の写真 <input type="checkbox"/> 耐震診断結果に係る資料 (※長崎市安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱第2章の規定による耐震診断支援事業を利用しなかった場合に限る。) <input type="checkbox"/> その他 ()	
5) 申出事項		本工事について本市の他の制度に基づく補助の有無 → (有・無)	

6) 対象工事費及び交付申請額の算出

交付申請額 の算出	対象工事の見積金額(消費税等相当額を除いた額)	円 … ①
	(①) $\text{円} \times 23\% =$	円 … ②
	補助上限額	3 0 0, 0 0 0 円 … ③
交付申請額	円 (② 又は③のいずれか少ない額の 1, 0 0 0 円未満を切り捨て)	

受付機関	市

各種証明書等の発行について

※各種証明書類には、印鑑や委任状、身分証明書等が必要な場合がありますので、詳しくは各地域センター等へお問い合わせください。

完納証明書

- ・中央地域センター（市役所 1階） ☎095-829-1135
及び以下の地域センター

固定資産税家屋台帳

- ・資産税課（市役所4階） ☎095-829-1131
及び以下の地域センター

《各地域センター》

- | | |
|------------|---------------|
| ・小ヶ倉地域センター | ☎095-878-5301 |
| ・小祿地域センター | ☎095-865-0740 |
| ・西浦上地域センター | ☎095-848-5151 |
| ・滑石地域センター | ☎095-857-2978 |
| ・福田地域センター | ☎095-865-0111 |
| ・茂木地域センター | ☎095-836-0400 |
| ・式見地域センター | ☎095-841-0211 |
| ・日見地域センター | ☎095-838-3104 |
| ・東長崎地域センター | ☎095-839-5151 |
| ・土井首地域センター | ☎095-878-4534 |
| ・深堀地域センター | ☎095-871-3101 |
| ・香焼地域センター | ☎095-871-4111 |
| ・伊王島地域センター | ☎095-898-2211 |
| ・高島地域センター | ☎095-896-3110 |
| ・野母崎地域センター | ☎095-893-1111 |
| ・三和地域センター | ☎095-892-1111 |
| ・三重地域センター | ☎095-850-1111 |
| ・外海地域センター | ☎0959-24-0211 |
| ・琴海地域センター | ☎095-884-2001 |